

新宿村 LIVE 使用規約

第1条（使用規約について）

新宿村 LIVE（以下、「ホール」という）の使用申込（以下、「使用申込」という）にあたり、使用者は本使用規約（以下、「本規約」という）を遵守しホールを使用することを事前に確認しなくてはならない。また、本申し込み完了後、使用者は、本規約に従い、運営者の指示のもとホール使用を行わなくてはならない。

第2条（反社会的勢力の排除）

使用者は次の各号の事項を確約する。

1. 自らまたはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
2. 使用目的が暴力団その他反社会的団体の勢力を誇示するためや、これらの資金源とするためにイベントを行うなど暴力団その他反社会的団体を援助・助長し、またはその運営に資するものでないこと。

第3条（使用可能施設）

1. 使用者が使用することができるホールの施設は、B2F ホール、B2F ホワイエ、B1F バックヤード、B1F トイレの一部、B2F トイレに限る。

第4条（予約・申し込み）

1. 予約可能な使用営業日は原則、12月28日から1月4日以外年中無休とする。但し、設備の点検などのために、臨時休館する場合を除く。
2. 使用申し込み可能期間は使用日数によって異なる。1~4日間は希望期日の半年前から、5日間以上は希望期日の1年前からとする。
この期間はスケジュールの都合により突如変更する場合もある。
3. 使用者は、申込みの際、使用目的、内容を運営者に伝えなければならない。運営者は、その使用目的・内容を本規約等に照らし、使用の可否を決定する権限を持つ。
4. 使用者は、仮予約期間内（仮予約の意思表示より2週間以内を「仮予約期間」とする）に、運営者に「使用申込書」を提出（以下、「本申込み」という）しなければならない。仮予約申込みより2週間以内に本申込みをしない場合には、仮予約は取り消しとなる。
5. 使用者は、本申込みをする場合、「使用申込書」に記入捺印の上、運営者に提出しなければならない。
提出の手段は手渡しとする。（手渡し困難な場合は郵送での送付も可能。郵送費は使用者の負担とする。）
6. 提出を受けた運営者は請求書を発行し、使用者に送付する。
請求書を受け取った使用者は、請求書記載の期限内にホール使用料の全額又は予約金を支払わなければならない。
7. 前項の支払いを確認した運営者は「使用承認書」に記入捺印の上、使用者に「使用承認書」の写しを送付する。
「使用承認書」が使用者に受領されることをもって、本申込み成立となる。

第5条（使用料金の支払い方法）

1. 使用者はホール使用料及び施設管理費を支払わなければならない。
2. 使用者はホール使用料の全額または予約金を運営者が発行した請求書記載の支払日までに支払う。
3. 使用者は前項の金額を除いた残金を請求書記載の支払日までに支払う。
4. 使用者は施設管理費および付帯設備費を運営者が発行した請求書記載の支払日までに支払う。
5. 支払方法は振込又は現金による支払いとし、支払いに要する振込料などの費用は使用者の負担とする。
6. 運営者が受領した予約金は、いかなる場合でも返金しない。

第6条（使用料金不払いの措置）

本申込み成立後、使用者が前条に定める支払期日までに所定の支払いをしなかった場合には、事由の如何に関わらず、使用申込は当然にその効力を失う。この場合、使用者は損害金として使用料全額を支払う。

第7条（使用時間及び使用料金）

1. 使用時間は10時から22時までとする。
2. 使用料金は別紙に定める。

第8条（キャンセル料）

1. 使用申込は、使用者より本申し込み取り消しの申し入れがあった時に当然に終了する。この場合、運営者はキャンセル料として、使用料金合計の全額または一部を下記の区分に従い使用者より徴収する。

- (1) 使用日初日をゼロ日として 180 日以前に解約申し入れがあった場合、使用料の 50%
 - (2) 使用日初日をゼロ日として 180 日未満に解約申し入れがあった場合、使用料の全額
2. 使用者は本申込み取り消しの申し入れ後 7 日以内に前項のキャンセル料を支払う。但し、既に支払済の金員がある場合にはその金員をキャンセル料に充当し、差額を支払う。

第 9 条 (諸官庁への届け出)

使用者はホール使用に当たって、法令に定められた事項を遵守し、諸官庁への届け出を行い諸官庁の指示に従う。
なお、使用者が諸官庁に届出を行う場合には、あらかじめ届出内容について運営者の承諾を受け、かつ、諸官庁から受けた指示内容を直ちに運営者に通知する。

万一、諸官庁に対する届け出不備により、使用不可能となった場合、運営者は一切責任を負わない。

第 10 条 (使用方法)

1. 使用者は使用期間中、責任者を定め、その所在や連絡方法を運営者に知らせる。
2. 使用者は善良な管理者の注意をもって使用し、使用後は退出時までに施設設備、備品などを原状回復する。
舞台・座席の原状回復は使用開始時の状態に関わりなく運営者指定の状態で返還する。
3. 使用者は舞台・座席の設置について、運営者が許可する使用方法に限って行う。
4. 使用者は使用日の 1 週間前までに『スタッフ名簿』『物品販売許可申請書』『記録映像申請書』『タイムテーブル』を運営者に提出する。
『舞台仕込み図』『使用する道具備品数リスト』『照明仕込み図』『音響仕込み図』『音響回路図』『ワイヤレスマイク使用確認書』『車両申請リスト』を運営者に提出し、その搬入搬出について運営者と打ち合わせを行いその指示に従う。
5. 使用者はホール、ホール周辺及びホールのある建物内、建物周辺における観客の誘導を運営者が指示する方法に従って行き、観客に人身事故その他一切の迷惑を及ぼさないよう万全の配慮を講じなければならない。
6. 使用者はホールでの催事を撮影・収録・中継をし、または、取材を受ける場合には、運営者の許可を取ること。
7. 使用者がチラシ、宣伝物を配布する場合にはあらかじめ運営者に所定の書面をもって申請し、運営者の承諾を得る。
8. 使用者が物品販売する場合は申請書を提出し運営者の承諾を得ること。物販による売り上げの 10%を物販手数料として運営者に支払う。

第 11 条 (使用権の譲渡)

使用者は使用申込上の権利を第三者に譲渡もしくは転貸できない。

第 12 条 (禁止事項)

使用者は下記の行為をしてはならず、又、観客その他第三者にこれらを行わせてはならない。

1. ホール及び近辺に危険物を持ち込むこと。
2. ホール及びホワイエ内での喫煙、火気及び本火使用は一切禁止とする。
3. 使用者が暴力団その他反社会的団体並びにその構成員及び関係者をホールに入場させること。
4. 壁、床、器具その他のホール及び備品の一切に対し、落書き、損傷及び破壊などこれらを汚損する行為をすること。また、建物付帯設備への釘打ち及びガムテープを貼ること。
5. ゴミを投棄し、騒音、振動、異臭を発するなど等近隣に迷惑をかける行為をすること。
6. 自転車、バイク、自動車を路上駐車すること。
7. 運営者及び当劇場、もしくは第三者に対し、差別や不当な誹謗中傷名を毀損する行為。
8. 公序良俗に反する行為の他、法令等に違反する行為。

第 13 条 (運営者の立入・観覧・撮影権)

1. 運営者はホールの維持、保安及び管理等のために使用期間中いつでもホールに立ち入り、必要な措置を講じ、ギャラリーでの観覧、記録、営業資料としての撮影も行うことができる。この場合、使用者は運営者に協力しなければならない。

第 14 条 (不可抗力による使用不可能な場合の措置)

1. 天災地変・テロなどの不可抗力その他運営者の責めに帰することができない事由によって、使用者がホールを使用できなくなったときは、使用申込は当然に終了する。
2. 前項の場合には、使用者は未払いの使用料の支払いを要さず、運営者は使用者より支払われた使用料金を速やかに返還する。この場合、運営者は使用者の使用中止に伴う損害について一切責任を負わない。
3. 第 1 項の場合に、使用者は運営者に対し損害賠償その他何らの請求をすることができない。又、使用者が観客その他の第三者との間で紛議が生じた場合には使用者自らの責任と負担にてこれを解決し、運営者に対し一切の迷惑をかけない。

第 15 条（使用者の損害賠償責任）

1. 使用者及びその関係者、観客がホールの使用に際して、諸施設を汚損し又は毀損したときは、使用者は運営者に対し、原状回復の費用その他運営者が被った損害を賠償する。
2. 使用期間中、観客その他第三者に人身事故その他の損害が発生したときには、ホールの施設上の問題に起因する場合を除き、使用者は自らの責任と費用で被害者の損害を賠償し、運営者に財産上その他一切の迷惑をかけない。
3. 前項の場合、運営者が第三者より責任を迫られ、第三者に損害賠償を行った場合には運営者は直ちに使用者に対し損害賠償に要した費用の一切を請求できる。

第 16 条（運営者からの承認解除）

1. 第 12 条の場合の他使用者が下記各号のいずれかに該当したとき運営者は使用者に対し、何らの催告をすることなく直ちに、使用承認を解除することができる。この場合、解除の通知を発したときに使用承認は当然終了する。
 - (1) 「使用申込書」に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
 - (2) 運営者の信用を毀損する行為があったとき。
 - (3) 運営者がホール及び近辺に迷惑を及ぼす恐れがあると判断したとき。
 - (4) 運営者の運営方針に違反する行為があったとき。
 - (5) 本規約第 2 条に違反していることが判明したとき。
 - (6) 使用者及びその関係者が「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」第 6 条第 2 項ないし第 4 項、第 6 項、第 7 項に定める感染症に罹患していることが判明したとき。
 - (7) 営業停止処分を受け、又は営業免許、営業登録の取消処分を受けたとき。
 - (8) 使用内容により、運営者、第三者との間に紛争が生じ、又はその恐れがあると認めるとき。
 - (9) その他、使用者が使用規約及び使用諸注意、運営者の指示事項を遵守しない場合。
2. 前項によって、使用申込が終了したときには、運営者は使用者に対し、受領済の使用料金を一切返還せず、使用料金全額を取得するほか、運営者が被った損害の賠償を請求できる。この場合、使用料金の未払いがある場合には使用者は未払いの使用料金を使用申込終了の日から 3 日以内に支払う。なお、この場合に使用者は運営者に対して損害賠償その他何らの請求をすることができない。

第 17 条（使用終了後の措置）

1. 使用者は、使用終了後、使用者の費用にて搬入した設備を搬出し、使用場所を清掃して原状に復し、使用期間満了時までには退出する。
2. 前項の原状回復は全て運営者の指示に従う。
3. 使用終了後は運営者の立ち会いの下、原状回復状況の確認を行う。
4. 使用者が使用期間満了までには原状回復を完了しなかったときには、使用者は運営者に対し、原状回復完了までの超過使用料金を支払い、運営者が被った損害を賠償しなければならない。また、使用者が原状回復を行わなかった場合には、運営者が使用者に代わって原状回復を行い、その費用を使用者が全額負担する。この場合、使用者は原状回復作業の結果及び費用について一切の異議を述べず、運営者に一切の請求をしない。
5. 使用者はゴミの処分方法を厳守すること。
6. 第 1 項の原状回復の不具合により運営者及び第三者が損害を被った場合には使用者はその損害を賠償しなければならない。

第 18 条（運営者の免責事項）

1. 運営者は使用期間中の「新宿村 LIVE」内での盗難事故、けがなどには責任を負わないものとする。
2. 運営者は一時的な停電による使用の中断などが生じた場合には口頭または文書による使用者へのお詫び以外には一切の責任を負わないものとする。
3. 地震・台風・自然災害その他運営者の責めに帰することができない事由に起因する被害に対し、運営者は一切の責任を負わないものとする。
4. ホール内における音漏れ、騒音に関して運営者は一切の責任を負わないものとする。
5. ホールの設備の故障に関して運営者は故障状況に応じた応急措置及び修復復旧を試みるが、損害や賠償の責任を負わないものとする。

第 19 条（定めのない事項）

本規約に定めのない事項は、本規約の趣旨を基本として相互に誠意を持って協議し、円満な解決をするものとする。

付 則

本規定は、2025年4月15日より施行する。

以上